平成２４年（フ）第３００号
金沢市入江３丁目70番地　北川ハイツ303号、従前の住所石川県小松市西軽海町１丁目144番地、従前々の住所石川県小松市小島町ル127番地１
債務者　駒澤　　薫
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６０２号
広島市安佐南区伴北７丁目19番10号
債務者　加藤　由香
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４４号
広島市西区東観音町25番７号
債務者　奥田　和子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６６号
広島市南区東雲３丁目14番48号
債務者　吉田　和子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４３号
北九州市門司区黒川西１丁目４番４―201号
債務者　小川　将光
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８４号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番22―101号
債務者　中﨑　晴奈
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９９号
北九州市門司区二タ松町４番225―105号
債務者　奈良　浩二
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３８号
北九州市八幡西区大字笹田987番地
債務者　三富　和彦
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４８号
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切1174番地３
債務者　園畑　　隆
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５５８号
北九州市八幡西区岡田町11番31―505号
債務者　川上　知子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５６８号
北九州市小倉北区井堀４丁目２番16号アップルハウスＢ棟102
債務者　藤原　直裕
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２０号
大分市大字皆春722番地の１
債務者　江藤　　治
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目17番５号第五上船ビル203号
債務者　柿本　悠希
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
鹿児島県日置市東市来町長里913番地　市営紙屋敷住宅Ｂ棟34
債務者　益満　義弘
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目45番１―２Ｊ号
債務者　上原　義彦
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５８号
岐阜県可児市中恵土1930番地５　グリーンタウニィ203
債務者　中島　　博
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第６４号
岐阜県高山市桐生町４丁目388―１　バウハウス103号、住民票上の住所岐阜県高山市桐生町７丁目111番地
債務者　畑中美津江
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係